

平成30年1月

お客さま 各位

たちばな信用金庫

### 預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更(追加)について

平成27年9月に改正された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座へのマイナンバー(個人番号、法人番号)の付番が平成30年1月1日から開始されることとなりました。

このため、当金庫は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、個人番号の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。変更(追加)点は下線部分をご覧ください。

#### 個人番号の利用目的(変更後)

- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務
- ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務
- ④ 金地金取引に関する法定書類作成・提供事務 ※
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務
- ⑥ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ⑦ 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務 ※
- ⑧ 預金口座付番に関する事務

※追加する個人番号の利用目的は、平成30年1月1日より前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

※上記「個人番号の利用目的(変更後)」のうち、④および⑦の商品については当金庫では取扱っておりません。

#### 預金口座付番について

金融機関は、お客さまの預金口座に係る情報をマイナンバーと紐付けて管理することが義務付けられ、行政機関等による税務調査や社会保障における資力調査への回答、あるいは預金保険法の規定に基づく預金の名寄せのために、お客様のマイナンバーを利用することになります。

つきましては、平成30年1月1日以降は、新規で預金口座を開設する場合など、ほとんどの取引において、お客さまにマイナンバーの届出の協力をお願いすることになります。

なお、預金口座付番を目的としたマイナンバーの届出は、お客さまの義務ではありません。

以上

当金庫職員が、お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、金銭を要求することはありません。詐欺行為にご注意ください。